農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和４年３月16日

掛川市長　久保田崇

記

１　協議の場を設けた区域の範囲
東山地区、日坂地区、東山口・西山口地区、倉真地区、西郷地区、粟本地区
原泉地区、原田地区、原谷地区、和田岡地区、桜木地区、曽我地区、上内田地区
千浜地区、睦浜地区、大坂地区、土方地区、佐束地区、中地区
横須賀・山崎地区、沖之須・西大渕地区、大渕地区

２　協議の結果を取りまとめた年月日
令和４年３月16日

３　当該区域における今後の中心となる経営体（担い手）の状況
418経営体

４　３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
初馬地区（粟本地区）、遊家・家代地区（桜木地区）、佐束地区（水稲）
東大坂地区（大坂地区）、千浜北地区（千浜地区）
担い手はいるが十分に確保されていない
東山地区、日坂地区、東山口・西山口地区、倉真地区、西郷地区、粟本地区
原泉地区、原田地区、原谷地区、和田岡地区、桜木地区、曽我地区、上内田地区
千浜地区、睦浜地区、大坂地区、土方地区、佐束地区、中地区
横須賀・山崎地区、沖之須・西大渕地区、大渕地区

５　農地中間管理機構の活用方針
作業の効率化を図る集積、集約をしていく。

６　地域農業の将来のあり方
中心経営体に集積・集約化する。
中心経営体の分散錯圃を解消する。
新規参入を促進して新規参入者に集積・集約化する。
耕作放棄地を解消する。